平成 19 年 7 月 31 日 学 長 裁 定

(趣旨)

- 第1条 この要項は、国立大学法人東京学芸大学宿舎規則(平成16年規則第18号。 以下「規則」という。)第16条の規定に基づき、小平市上水南町3-29-1に所在す る職員宿舎(以下「宿舎」という。)について、必要な事項を定めるものとする。 (名称)
- 第2条 宿舎は、「ハイム学芸」と称する。

(貸与の対象者)

- 第3条 規則第3条の2第2号に定める貸与の対象者は、次に掲げる者とする。
  - (1) 東京学芸大学客員教授等選考規程に基づく客員教授及び客員准教授
  - (2) 東京学芸大学特任教授等に関する規程に基づく特任教授, 特任准教授及び特任講師
  - (3) 国立大学法人東京学芸大学特任教員就業規則の適用を受ける特任教員
  - (4) 国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則の適用を受ける有期雇用職員
  - (5) 国立大学法人東京学芸大学非常勤講師就業規則の適用を受ける非常勤講師 (附属学校に勤務する者で,週30時間勤務のものに限る。)
  - (6) 国立大学法人東京学芸大学非常勤職員就業規則の適用を受ける非常勤職員(週30時間以上勤務の者に限る。)
  - (7) 東京学芸大学研究員受入規程に基づく研究員
  - (8) 東京学芸大学外国人研究者受入規程に基づく外国人研究者
  - (9) 国立大学法人,大学共同利用機関法人及び独立行政法人の職員
  - (10) 国家公務員
  - (11) 文部科学省に派遣されている地方公務員 (使用料等)
- 第4条 宿舎使用料及び駐車場使用料の月額は、次に定めるとおりとする。
  - (1) 宿舎使用料 36,000円 (215号室は,72,000円)
  - (2) 駐車場使用料 10,000円

(施設の使用)

第5条 宿舎の施設の使用について必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成19年8月1日から施行する。